

## 令和3年第2回定例会 文教厚生委員会 議案審査経過報告書

議案第45号 狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例 について

質疑なし

議案第46号 狭山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 について

○ケアプランの検証が位置づけられた背景は。

●訪問介護、通所介護、福祉用具が1ヵ所の事業所に集中することはあまり適当ではないということが国の審議会でも意見として出ている中で、検証していく必要があるとして規定が設けられた。

○ケアプランの給付相談について、公平に利用できる仕組みとして、市として何か指導などを考えているのか。

●窓口で相談があった場合には、現在でも担当者が協議をするなど、妥当性についての検討は随時行っている。その中で、必要があれば利用者または事業者への助言等の対応は可能と思われる。

○居宅介護サービス費等区分支給限度基準額はどのようなものか。また、位置づけられた背景は。

●要支援1、要支援2、また要介護1から要介護5までに認定された方の1ヵ月間におけるサービス給付の限度額が決められている。平成30年に、訪問介護サービスの回数について一定の基準が設けられたことを踏まえて、今回はさらに訪問介護を含めたサービスの提供について、改めて支給限度基準額に対する割合が新設されたものと考えている。

○訪問介護の回数について、利用者本人から訴えがあった場合は、積極的にその方にとって必要な回数を提供できるように指導されたい、との意見。

○介護支援専門員に対して必要な研修及び訓練を定期的実施するとのことだが、回数については。また、全員受けるのか。

●ハラスメントの防止について、研修をどの程度行うかについては、それぞれの事業所の業務の実情に応じて必要な回数を行うと思われる。基本的には全員の方が受けられると思われる。

○今回附則の中で経過措置が設けられており、施行日から見て2年半の理由、または妥当性をどのように受け止めているのか。

●令和6年3月末まで経過措置が設けられていることに関しては、新しくいろいろな基準等も変わっていく中で体制を整えていく関係で、経過措置については必要な期間であると考えている。

○経過措置の中で、講じなければいけない措置を行っているかのチェックはどこが行うのか。また、新たな措置が追加されることに対して、施設職員の業務負担が相当高くなると予想されるが、どう考え

るか。

- 居宅介護支援サービスの事業者に関しては、市で指定をしているので、市で確認や支援をしていくことになると思われる。マニュアル等は厚生労働省からそれぞれ出ているが、機会を捉えて、進行状況や内容について妥当、適正であるかについて、今後計画的にスケジュールを行い、書面や実際に実地で確認していく。経過措置が終了するまで、指定の事業者の規定が整うように、丁寧に対応していかなければいけないと認識している。
- 今回の条例改正については、経過措置があるものの、通常の業務の忙しさの中で、この措置を講ずるのが令和6年3月31日ぎりぎりになる事業所がたくさん発生することが予想される。この2年半の中で計画的に市で支援を行われたい、との意見。

#### 議案第47号 狭山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 について

- ハラスメントに関しての対応については、職員同士だけでなく、利用者等についても仕組みをつくるイメージか。
- 利用者から受ける職員に関しての対応についても、事業者が相談窓口を設置するなど、対応が必要とされる場所である。
- 市役所の中に、専門の担当者や窓口があるのか。
- 今回指定する施設には、事業者へ確認のために伺い、指導、助言等をする機会はある、市に担当がいる形になる。
- ハラスメントに対し、施設の業務改善や人員配置に対応できるように、市としても支援されたい、との意見。
- 施設の利用者や職員が感染したときの業務継続計画の具体的なイメージは。
- 入所施設に関しては、それ以上感染が拡大しないようにゾーニング等を、また具体的に防護服や手袋、消毒液等の衛生用品の適切な使い方を、実際に県で認定されている感染症の専門の看護師、医療職の方が保健所を通して施設に入り指導等を行い、感染症の蔓延の防止に努める。加えて、職員が感染し人手が不足した場合には、県で応援職員の登録をされていて、施設から要請をされたときに手伝いにいくなど、連携をしていくことが実際のガイドラインには規定されると思われる。
- 市でも、県と連携して、施設に対し、応援団体の紹介など、業務継続計画への支援を行われたい、との意見。
- 指定地域密着型介護老人福祉施設について、従来型個室とユニット型個室があるが、改正後の職員配置については。
- これまでは従来型個室、ユニット型個室のそれぞれにおいて、看護職員または看護師もしくは准看護師が利用者の3名につき1名配置が必要となっていたが、従来型個室とユニット型個室が併設をしているとき、入居者に支障がない場合には、3名につき1名の看護職員もしくは介護職員が兼務できる

との改正内容である。

○今後は、カーテンで仕切っているものではなく、基本的には壁で仕切る個室の整備に限っていくのか。  
狭山市にはユニット型個室的多床室はあるのか。

●これまで多床室の部分を区切り、個室として改装した居室があったが、プライバシーや感染症の防止には不完全とのことで、今後新たに設置することは禁止された。本市の指定地域密着型介護老人福祉施設にはこのような居室はないものと認識している。

○介護サービス利用者の利用料金が、この改定によって加算金の発生など変わることはあるのか。

●介護サービスを利用する方の費用は、介護保険料を3年に1回改定をする中で、それ以上の改定の金額が変更になることはなく、また、個別に特別に施設で雑費として利用料を負担することもほぼないと思われる。今回の改定にて、利用者に新たに経済的な負担が増えるということはないものと考えている。

議案第48号 狭山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 について

質疑なし

議案第49号 狭山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 について

さしたる質疑なし

議案第50号 令和3年度狭山市一般会計補正予算（第2号）歳出3款民生費、4款衛生費及び10款教育費並びにこれらの歳出に関連する歳入16款国庫支出金及び17款県支出金 について

○コロナに負けない！さやまの新型コロナウイルスワクチン接種協力金追加として、4,400万円計上されているが、内容の詳細は。

●44医療機関に対し、一律協力金として30万円を支給する。それに加えて、ディープフリーザーを設置し、分配業務も行っている9医療機関に設置時期に応じて40万円から70万円の間に助成金を交付する。また、接種枠を増やしてもらうことを目的に、1接種あたり800円として、接種件数分を加算金として支給をしたい。

○加算金の算出方法は。

●6月から9月までの間で、各医療機関で任意の1ヵ月間を選定し、その間の接種数に800円を乗じる方法である。

○時間外勤務手当や休日勤務手当が補正増となっているが、勤務や健康管理の状況は。

●5月中の予約の支援を、各地区センターや現地対策本部員の協力を得て行うことができたが、一部時間外勤務となった。その前から、新型コロナウイルスワクチン接種推進プロジェクトチーム職員は時間外勤務や休日勤務が増えている。体調には十分留意をしながら進めていく。

○部下が健康を損なうことがないように管理職は、注視し配慮していってほしい、との意見。